

五 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地

(変更に係る届出)

第五条 法第十一条第五項の変更に係る届出をしようとする登録再生利用事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 変更の内容

四 変更の年月日

五 変更の理由

前項の場合において、当該変更の内容が前条第三号から第五号までのいずれかに該当するときは、当該登録再生利用事業者は、その所持する登録証明書を返納しなければならない。この場合において、主務大臣は、新たな登録証明書を作成し、当該登録再生利用事業者に対し、交付するものとする。

第六条 法第十一条第五項の廃止に係る届出をしようとする登録再生利用事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出するとともに、その所持する登録証明書を返納しなければならない。

（廃止に係る届出）

一 登録番号及び登録年月日

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 廃止の年月日

四 廃止の理由

（登録の更新）

第七条 法第十二条第一項の登録の更新を受けようとする登録再生利用事業者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了日の二月前までに、同条第二項において準用する法第十一條第二項に規定する申請書に第一条各号に掲げる書類及び図面を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

前項の登録の更新があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

2

3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

(標識の様式)

第八条 法第十四条の主務省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。

(料金の公示方法)

第九条 法第十一条第三項の規定による再生利用事業に係る料金の公示は、法第十一条第一項の登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示することにより行われなければならない。

（附則）
この省令は、公布の日から施行する。

（附則）
この省令は、平成十五年十一月一日から施行する。

（附則）
この省令は、平成十九年三月七日農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）

2 (経過措置)

この省令の施行前にされた食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第十二条第一項の登録又は同法第十二条第一項の登録の更新の申請であつて、この省令の施行の際、登録又は登録の更新をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお以前の例による。

（附則）
この省令は、公布の日から施行する。

（附則）
この省令は、令和二年七月一二日農林水産省・経済産業省・環境省令第四号）

（附則）
この省令は、公布の日から施行する。

（附則）
この省令は、令和二年一月一日農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）

（附則）
この省令は、令和二年十二月一日農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）

（附則）
この省令は、令和二年十二月一日農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）

（附則）
この省令は、令和二年十二月一日農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）

（附則）
この省令は、令和二年十二月一日農林水産省・絏済産業省・環境省令第一号）

別記様式

40センチメートル以上	
登録再生利用事業者	
この標識は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく登録再生利用事業者としての登録の主要な内容を表示しています。	
登録番号	
登録年月日(登録有効期間)	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
再生利用事業の内容	
事業場の名称及び所在地	

(備考) 登録番号の欄には、番号の前に登録行政庁名を記載すること。